

# 姫路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

## 1 概要

姫路市（以下「本市」という。）における第2期ひめじ創生戦略推進計画の推進を図るため、事業者の有する情報やネットワークを生かし、市外企業に対し、ひめじ創生事業を紹介し、本市への企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係る寄附を働きかけ、本市と市外企業のマッチングを支援するコーディネーターの業務を委託するもの

## 2 用語

- (1) 企業版ふるさと納税 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、当該企業の法人関係税に税額控除の特例が適用される制度をいう。
- (2) 第2期ひめじ創生戦略推進計画 企業版ふるさと納税の対象として、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた本市の地域再生計画をいう。
- (3) ひめじ創生事業 次に掲げる事業等のほか、第2期ひめじ創生戦略推進計画の推進に資する事業をいう。
  - ① ひめじグローバル人材育成・確保促進プラン
  - ② ふるさとプロモーション推進事業
  - ③ 「SDGs×グリーン」グローバル人材育成事業
  - ④ 東京の大学生と連携中枢都市の大学、高校生による都市のイメージアップと地場製品の販路拡大
  - ⑤ ウィズコロナ時代のニューノーマルな雇用促進パッケージプラン
  - ⑥ スマート市民農園×STEM教育による地域に根付くアグリテックの担い手育成事業
- (4) 市外企業 本市に本社（主たる事務所又は事業所）が所在しない企業をいう。

## 3 業務内容

- (1) 候補企業リストの作成及び提出  
本市への企業版ふるさと納税に係る寄附を働きかけようとする市外企業（候補企業）リストを作成し、本市が指定する日までに提出すること。
- (2) 候補企業への働きかけ  
本市と協議の上、候補企業リストの中から本市が指定した市外企業に対し、企業版ふるさと納税の制度及びひめじ創生事業を紹介し、寄附の働きかけを行うこと。
- (3) 資料作成の協力  
ひめじ創生事業に対する市外企業の共感を得られるよう、説明資料の作成に係る助言、協力を行うこと。
- (4) 企業訪問等の調整及び寄附手続の支援

寄附を希望する企業への訪問等の調整、寄付に係る手続の支援を行うこと。

(5) 進捗会議

月に1回程度、本業務の進捗状況を確認する会議を実施すること。

4 業務管理

- (1) 本業務の円滑な実施を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する業務担当責任者を配置するものとする。
- (2) 本市への寄附を希望する企業があったときは、その旨を書面により報告するものとする。
- (3) 本業務の成果として、市外企業から本市への寄附が成立した際には、本市は受託者にその旨を報告するものとする。

5 その他

- (1) コーディネーターは、企業版ふるさと納税の制度の趣旨を理解するとともに、寄附者の意向を尊重し、本業務を遂行するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定するものとする。